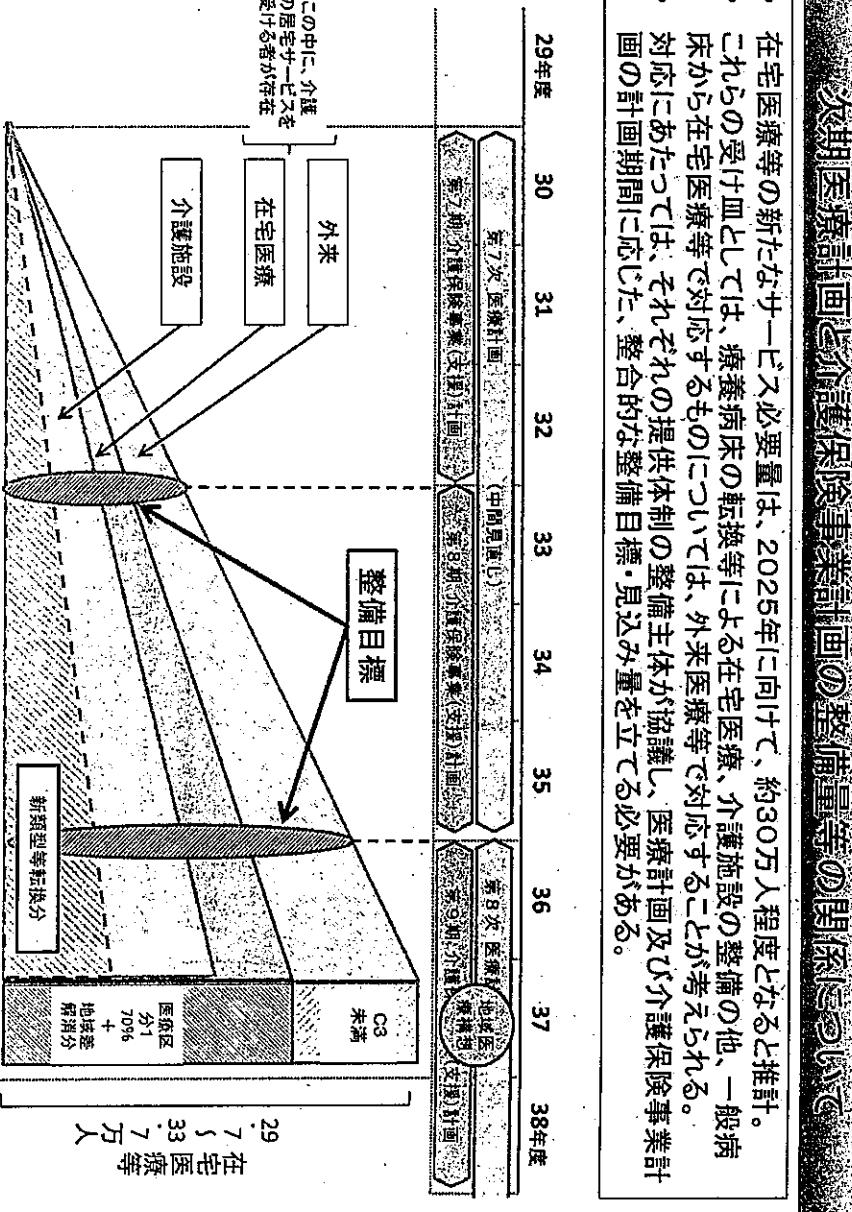


医療・介護の体制整備に係る 協議の場について

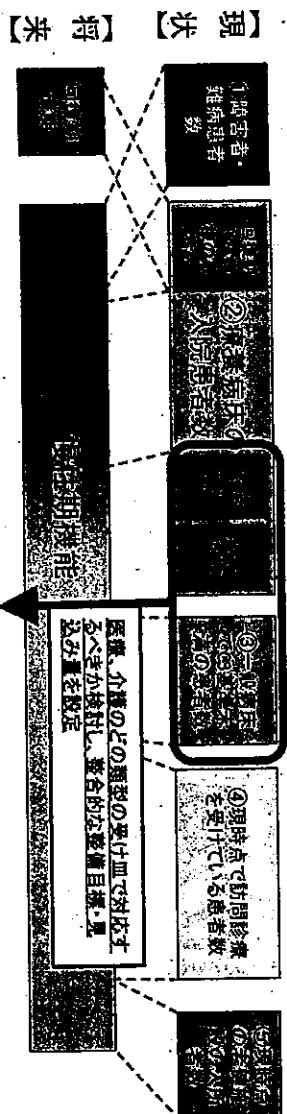
以トの資料は、國の「醫療計画の見直し等に関する検討会」(第9回、第10回)の資料を抜粋したものです。



- ・ 在宅医療等の新たなサービス必要量は、2025年に向けて、約30万人程度となると推計。
・ これらの受付としては、療養病床の転換等による在宅医療、介護施設の整備の他、一般病床から在宅医療等で対応するものについては、外来医療等で対応することが考えられる。
・ 対応にあたっては、それぞれの提供体制の整備主体が協議し、医療計画及び介護保険事業計画の計画期間に応じた、整合的な整備目標・見込み量を立てる必要がある。

在宅医療等の新たなサービスの見込み量の考え方について

都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必要量について、協議の場を活用し医療、介護各々の主体的な取組により受け皿整備の責任を明確にした上で、次期医療計画及び介護保険事業計画における整合的な整備目標・見込み量を設定する。



- (※1) その他: 介護保険の要介護被保険者等が訪問看護等の提供を受ける場合、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があつた場合などに、医療保険の給付が行われる。
- (※2) 外来サービスを利用する者の一部には、居宅サービスを利用する者もあり

図1 在宅医療等の見込み量のイメージ

29年度 30 31 32 33 34 35 36 37 38年度

計画期間	医療の対応		介護の対応		施設サービス		居宅サービス		その他(※1)	40歳未満
	医療機関	医療機関	施設	施設	居宅	居宅	その他	その他		
医療機関	医療機関	医療機関	施設	施設	居宅	居宅	その他	その他	その他	その他

在宅医療、介護の整備目標・見込み量のイメージ

計画ごとの目標・見込み量の設定が必要で、病床の動向等を踏査する必要

医療機能	医療サービス		居宅サービス		在宅医療		訪問診療		新規なサービス必要量
	医療機関	在宅医療	居宅	訪問	在宅	訪問	在宅	訪問	
医療機関	医療機関	在宅医療	居宅	訪問	在宅	訪問	在宅	訪問	新規なサービス必要量

構想区域(二次医療圏)における病床の機能分化・連携のイメージ

既存	病床での割合		病床での割合		新規なサービス必要量
	一般	療養	訪問	在宅	
既存の病床数 (一般・療養)					新規なサービス必要量

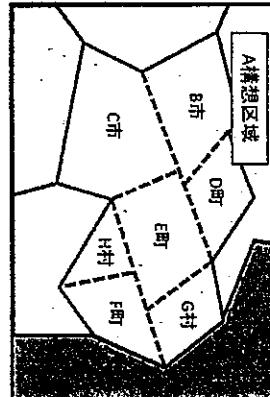
- ・計画の期間ごとの目標設定にあつては、地域医療機能整備会議の議論を参考とする
- ・構想区域(二次医療圏)ごとの病床機能の転換の動向を踏まえつつ、病床の必要量と新たなサービス必要量を含めた在宅医療等の必要量と整合性のとれた整備目標・見込み量とする必要がある。

既存	病床での割合		病床での割合		新規なサービス必要量
	一般	療養	訪問	在宅	
既存の病床数 (一般・療養)					新規なサービス必要量

病床の外で

次期医療計画及び介護保険事業計画における整備量の設定について

A構想区域		市町村ごとに推計	
市町村名	C未満	医療区分1の70%	訪問診療
B市	120人・日	180人・日	20
C市	30	35	25
D町	20	25	10
E町	20	30	20
F町	10	20	5
G村	5	10	10
H村	5	15	10
計	120	180	100



地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針 指針

平成26年9月12日告示
平成28年12月26日一部改正

第2 医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に則し、都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等

○ 二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等
(前略)また、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性を確保するためには、当該年度を見据えつつ、それぞれの計画において、医療及び介護の連携を強化するため以下の取組を推進していくことが重要である。

1 計画の一体的な作成体制の整備

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

2 計画の作成区域の整合性の確保

医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、医療計画で定める二次医療圏(一體の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区別する区域をいう。以下同じ。)と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域(介護給付等対象サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)の種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。)を、可能な限り一致させるよう、平成30年度からの計画期間に向けて、努める必要がある。(後略)

3 基礎データ・サービス必要量等の推計における整合性の確保

医療及び介護の連携を推進するためには、計画作成の際に用いる人口推計等の基礎データや、退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計について、整合性を確保する必要がある。特に、病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要である。直面される市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標とを整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要がある。

医療・介護の体制整備に係る協議の場について

(医療計画の作成について)

- 医療計画の作成にあたっては、都道府県医療審議会、市町村、保険者協議会の意見を聽くこととしている。
- また、医療審議会の下に、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域医師会等の有識者、都道府県、市町村等で構成する作業部会を設け、目標等についての協議を行うこととしている。

(介護保険事業(支援)計画の作成について)

- 介護保険事業(支援)計画の策定にあたっては、保健医療関係者、福祉関係者等からなる介護保険事業(支援)計画作成委員会等を設け、記載事項についての協議を行うこととしている。

【医療・介護の体制整備に係る協議の場について】

- 協議の場については、上記の審議会等で議論する前段階として、自治体が地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行う場とする。
※それぞれの計画の最終的な議論は、医療審議会や作業部会、介護保険事業(支援)計画作成委員会等において、それぞれ行う。
- 協議の場合は、二次医療圏単位で設置することを原則とする。ただし、二次医療圏と老人福祉圏域が一致していない場合等、二次医療圏単位での開催が適当でない場合には、都道府県が適当と認める区域も可能とする。
また、地域医療構想調整会議の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とする。

→ なお、協議が円滑に進行するよう、自治体関係者間において事前に整理・調整すべき事項を別途設定し、提示する。